# 厚生労働省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則 （平成二十年厚生労働省令第百五十三号）

#### 第一条（令第二条第一項第二号の命令で定める部課等）

研科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十一年政令第三百十四号。以下「令」という。）第二条第一項第二号の命令で定める部課等は、国立障害者リハビリテーションセンター研究所とする。

#### 第二条（令第三条第一項の命令で定める職）

令第三条第一項の命令で定める職は、次の表の上欄に掲げる試験研究機関等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職とする。

#### 第三条（令第六条第四項第三号の命令で定める本邦法人又は外国法人等）

令第六条第四項第三号の命令で定める本邦法人又は外国法人等は、次の各号に掲げる本邦法人又は外国法人等とする。

* 一  
  発明者等が所属する本邦法人又は外国法人等（以下この条において「特定法人等」という。）により発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額（以下この条において「発行済株式の総数等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式又は出資を所有されている法人（以下この条において「特定子会社」という。）
* 二  
  特定法人等の発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式又は出資を所有する法人（以下この条において「特定親会社」という。）
* 三  
  法人で、特定法人等により所有されるその株式又は出資の数又は額と、当該特定法人等に係る特定子会社により所有されるその株式又は出資の数又は額に当該特定法人等の当該特定子会社に対する出資比率を乗じて計算した株式又は出資の数又は額とを合計した株式又は出資の数又は額の当該法人の発行済株式の総数等に占める割合が百分の五十を超えるもの
* 四  
  法人で、その所有する特定法人等の株式又は出資の数又は額と、当該法人に係る子会社（当該法人により発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式又は出資を所有されている会社をいう。）の所有する当該特定法人等の株式又は出資の数又は額に当該法人の当該子会社に対する出資比率を乗じて計算した株式又は出資の数又は額とを合計した株式又は出資の数又は額の当該特定法人等の発行済株式の総数等に占める割合が百分の五十を超えるもの
* 五  
  特定親会社により発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式又は出資を所有されている法人
* 六  
  特定法人等と、各当事者がそれぞれの保有する特許権等に係る特許発明又は登録実用新案の実施を他方の当事者に対して許諾する義務を定めた契約を締結している法人であって、令第六条第三項に掲げる特許権等が国と当該法人との共有に係る場合において、当該法人のその特許発明若しくは登録実用新案の実施について、国の持分に係る対価を受けず、若しくは時価よりも低い対価を受け、又は国有の当該特許権等について、当該法人に対し、通常実施権の許諾を無償とし、若しくはその許諾の対価を時価よりも低く定めることが、国際共同研究の円滑な推進に特に必要であると認められるもの

#### 第四条（令第八条第一項の認定の手続）

令別表第一の一の項第三号から第六号まで及び同表の二の項第二号に掲げる機関（以下「機関」という。）の国有の試験研究施設の使用に関し、令第八条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一の申請書の正本一通及び副本一通を厚生労働大臣に提出しなければならない。

##### ２

厚生労働大臣は、前項の申請書を受理した場合において、令第八条第一項の認定をしたときは、その申請をした者に様式第二の認定書を交付するものとする。

#### 第五条（令第九条第一項の認定の手続）

機関の敷地内に整備する施設の用に供する土地の使用に関し、令第九条第一項の認定を受けようとする者は、様式第三の申請書の正本一通及び副本一通を厚生労働大臣に提出しなければならない。

##### ２

厚生労働大臣は、前項の申請書を受理した場合において、令第九条第一項の認定をしたときは、その申請をした者に様式第四の認定書を交付するものとする。

#### 第六条（中核的研究機関の公示）

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号。以下この条において「法」という。）第三十七条第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。

* 一  
  中核的研究機関の名称
* 二  
  法第三十七条第一項に規定する特定の分野

#### 第七条（令第十一条第一項の認定の手続）

機関が中核的研究機関である場合において、当該中核的研究機関の国有の試験研究施設の使用に関し、令第十一条第一項の認定を受けようとする者は、様式第五の申請書の正本一通及び副本一通を厚生労働大臣に提出しなければならない。

##### ２

厚生労働大臣は、前項の申請書を受理した場合において、令第十一条第一項の認定をしたときは、その申請をした者に様式第六の認定書を交付するものとする。

#### 第八条（令第十二条第一項の認定の手続）

機関が中核的研究機関である場合において、当該中核的研究機関の敷地内に整備する施設の用に供する土地の使用に関し、令第十二条第一項の認定を受けようとする者は、様式第七の申請書の正本一通及び副本一通を厚生労働大臣に提出しなければならない。

##### ２

厚生労働大臣は、前項の申請書を受理した場合において、令第十二条第一項の認定をしたときは、その申請をした者に様式第八の認定書を交付するものとする。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この省令は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の施行の日（平成二十年十月二十一日）から施行する。

#### 第二条（厚生労働省関係研究交流促進法施行規則の廃止）

厚生労働省関係研究交流促進法施行規則（平成十二年厚生省・労働省令第九号）は、廃止する。

# 附則（平成二二年三月三一日厚生労働省令第三八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成三一年一月一七日厚生労働省令第四号）

この省令は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十四号）の施行の日（平成三十一年一月十七日）から施行する。